

令和6年度かごしま健康の森公園プール・体育館等定期清掃業務委託仕様書

1. 作業箇所及び作業内容

- (1) アクアジム事務所、コントロール室床面ワックス手入れ 約145㎡
※ ポリシャーにて洗浄後拭き上げ、乾燥後半樹脂ワックス塗布
- (2) アクアジムロビー床面スベリ止めワックス塗布 約612㎡
※ ポリシャーにて洗浄後拭き上げ、乾燥後スベリ止めワックス塗布
- (3) 相撲場床面半樹脂ワックス塗布 約20㎡
- (4) 体育館棟更衣室・シャワー室床面清掃(はめ込みマット取り外し・はめ込みまで・ロッカー下を含む)約200㎡
※ ポリシャーにて洗浄後乾燥
- (5) 体育館棟及び管理事務所棟窓ガラス清掃 約840㎡
- (6) 屋内プール棟窓ガラス清掃(男女更衣室含む) 約320㎡
- (7) 管理事務所床面(電気室・便所・休憩室・ろ過機室を除く)ワックス手入れ 約245㎡
- (8) 管理詰所(休憩室・便所・電気室を除く)ワックス手入れ 約80㎡
- (9) プールサイド床面(ステンレス・アルミ・歩行プール周りタイル部分)湯垢除去及び清掃 約867㎡
- (10) 管理事務所及び管理詰所、アクアジム、コントロール室(プール部分を除く)相撲場・塵置場の衛生害虫駆除 約4,280㎡
- (11) プール(更衣室・トイレ)体育館(更衣室・トイレ)・介護が必要な方の更衣室の衛生害虫駆除 約637㎡
- (12) 屋内プール内男女シャワー清掃作業(自立型シャワーステンレス部分湯垢除去) 1式
- (13) 屋内プール男女シャワールーム 天井カビ除去・窓ガラス清掃 1式
- (14) 屋内プール内壁面コケ・汚れ除去(高所作業) 1式
※ 安全帯・ヘルメット着用の事
- (15) 管理事務所 会議室床面洗浄ワックス塗布作業 66㎡
- (16) 管理事務所 屋根雨水側溝清掃 51㎡
- (17) アクアジム・プール トイレ 便座及び床面清掃 1式

2. 作業日時

プール 令和7年2月18日(火)～令和7年2月20日(木)
体育館 令和7年2月18日(火)～令和7年2月21日(金)
その他 令和7年2月18日(火)～令和7年2月25日(火)
(管理事務所・管理詰所・害虫駆除など)

3. 作業の心得

- (1) 作業員は、事務室等の清掃を行う際には、みだりに書類を見たり又棚や引き出し等に触れたりしてはならない。
- (2) 作業員は、常に服装を正し、清掃場所を清潔かつ衛生的に清掃し、あるいは美観に注意するように努めなければならない。
- (3) 作業員は、常に言語、態度を良くし、他人に不快の念を与えないようにしなければならない。
- (4) 盗難、火災の予防に注意し、作業終了の際は、窓、扉等の施錠及び火を確認し不必要な電灯及び火を消すこと。
- (5) 作業中に器物を破損したとき、又は造作、家具、調度品等の破損箇所を発見したときは、必ず健康の森公園管理事務所職員に届け出るものとする。
- (6) 高所作業の際は、命綱、安全带等を必ず着用して作業を行うこと。
- (7) 作業中の足場等は、安全に注意し使用すること。

4. 一般事項

- (1) 受託者は、最低賃金法の適用をうける職員に対しては、最低賃金法第4条に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うよう留意すること。
- (2) 受託者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法令の趣旨を尊重し作業に従事する者に対し、作業の安全と衛生に関する研修を行うよう努めることとする。
- (3) 清掃作業を行うにあたっては、建築物の構造機能及びその材質を損傷変質させないように留意し、安全かつ衛生的な方法で行うものとする。
- (4) 外部窓ガラス清掃作業は、多量の水を使用する方法（タッカーなどによる清掃）で行なわないこと。
- (5) 契約締結後、実施計画表を速やかに作成し委託者に提出すること。
- (6) 契約締結後、速やかに現場責任者を定め、委託者に通知しなければならない。
- (7) 受託者は、業務委託契約書及び仕様書に記載された事項については、責任者及び作業員に周知させること。
- (8) この仕様書に記載のない軽微な事項であって、公園の美観、衛生の保持、建物の管理上必要と認められる事項は適正に処理するものとする。